

令和 5 年12月13日	公 表
令和 5 年12月21日	一部変更
令和 6 年 4 月30日	一部変更
令和 6 年 5 月31日	一部変更
令和 6 年 7 月11日	一部変更
令和 6 年 7 月24日	一部変更
令和 6 年 8 月 5 日	一部変更
令和 6 年 8 月26日	一部変更
令和 6 年 9 月26日	一部変更
令和 6 年10月29日	一部変更
令和 6 年12月17日	一部変更
令和 7 年 1 月22日	一部変更
令和 7 年 2 月 7 日	一部変更
令和 7 年 2 月14日	一部変更
令和 7 年 3 月 4 日	一部変更
令和 7 年 3 月13日	一部変更

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量等

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区

- 1 -

分にあつては令和 6 年 1 月 1 日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあつては令和 6 年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）（以下「法」という。）第15条第 1 項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一 くろまぐろ（小型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第 1 項第 1 号関係）

3,757.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第 1 項第 2 号関係）

法第15条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都	道	府	県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
---	---	---	---	---------------------

北海道	77.9
青森県	317.2
岩手県	82.5
宮城県	68.9
秋田県	38.7
山形県	15.0
福島県	19.9
茨城県	28.3
千葉県	85.1
東京都	10.0
神奈川県	52.0
新潟県	134.8

- 3 -

富山県	123.0
石川県	81.2
福井県	31.2
静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	40.7
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.9
鳥取県	8.7
島根県	123.8

- 4 -

岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	140.5
徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.9
熊本県	20.5
大分県	4.4

- 5 -

宮崎県	25.9
鹿児島県	27.9
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

- 6 -

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

7,516.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量
北海道	413.2
青森県	612.8
岩手県	81.1
宮城県	42.7

- 7 -

秋田県	32.8
山形県	23.1
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	61.1
東京都	62.4
神奈川県	17.9
新潟県	59.2
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	37.4

- 8 -

愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	37.0
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	64.6
鳥取県	4.3
島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	47.0
徳島県	7.6

- 9 -

香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	212.1
熊本県	4.9
大分県	7.4
宮崎県	52.1
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

- 10 -

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大 臣 管 理 区 分	大 臣 管 理 漁 獲 可 能 量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲	762.9

割当てによる管理を行う管理区分）	
------------------	--